

上関大橋の特殊車両の通行について

上関大橋の損傷発生以降、通行規制を段階的に緩和し、3月26日からは、20tを超える特殊車両を除いて、2車線での対面通行としています。

なお、当面の間、特殊車両の通行については、以下のとおりとします。

- 通行が可能な車両の重量等は、**車両総重量48 t かつ最大軸重19.7 t まで**とします。
- 通行の許可にあたっては、**個別審査**の上、条件を付すこととします。

提出書類

- ①特殊車両通行許可認定申請書
- ②車両の諸元に関する説明書
- ③通行経路表
- ④通行経路図
- ⑤自動車検査証の写し
- ⑥その他上記以外で道路管理者が必要とするもの

《問い合わせ先》

柳井土木建築事務所維持管理課管理班
0820-22-0422